

訪問看護ステーション カーサ 運営規程
(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護ステーション)

(事業の目的)

第1条 株式会社 Faro (以下「事業者」という。) が開設する訪問看護ステーション カーサ (以下「ステーション」という。) が行う指定訪問看護・指定看護予防訪問看護の事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者 (以下「看護師等」という。) が、要介護状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 事業の実施に当たっては、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにすることから、事業所における基本情報・運営情報について情報公表システムにより情報公表するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問看護ステーション カーサ
- 二 所在地 香川県仲多度郡多度津町堀江四丁目 6 番 12 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者：1名

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

- 二 看護職員：常勤換算方法で 2.5 人以上

看護職員は主治医の指示書と居宅（介護予防）サービス計画（以下「居宅サービス計画

等」という。)に沿って(介護予防)訪問看護計画書(以下「訪問看護計画書等」という。)を作成し、当該計画に基づき訪問看護等を提供し、実施項目等を(介護予防)訪問看護報告書として作成する。

三 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要に応じて雇用。訪問看護等(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

四 事務員：必要に応じて雇用。請求業務等の諸業務を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 通常月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

また、営業日以外の日も必要に応じてサービスを行う。

二 営業時間 8:30 から 17:30 までとする。

ただし、土曜日は 8:30 から 12:30 までとする。

三 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

一 病状・障害の観察

二 清拭・洗髪等による清潔の保持

三 食事及び排泄等日常生活の世話

四 褥瘡の予防・処置

五 リハビリテーション

六 ターミナルケア

七 認知症患者の看護

八 療養生活や介護方法の指導

九 カテーテル等の管理

十 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 死後の処置料は、5,000 円とする。(消費税除く)

3 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、丸亀市・善通寺市・多度津町・まんのう町・琴平町・三豊市・観音寺市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護・介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 管理者は、提供した指定訪問看護・介護予防訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業者は、サービスの提供に伴って、ステーションの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業者は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する

一 採用時研修 採用後1か月以内

二 継続研修 年2回 虐待防止・身体拘束・感染防止・BCP含めた内容とする

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、利用者の生命・身体を保護するため緊急ややむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急ややむを得ない理由を記録します。身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果を従業員に周知徹底を図ります。

5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

7 事業所は、当該指定訪問看護等事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。また、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報をを用いる場合は利用者及びその家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

8 事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する記録等を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

9 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社 Faro とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1.この規程は、令和元年 9 月 1 日から施行する。
- 2.令和 1 年 10 月 17 日 第 4 条改定、実施
- 3.令和 1 年 11 月 1 日 第 4 条改定、実施
- 4.令和 1 年 12 月 1 日 第 5 条改定、実施
- 5.令和 2 年 2 月 1 日 第 4 条改定、実施
- 6.令和 2 年 5 月 1 日 第 4 条改定、実施
- 7.令和 2 年 5 月 12 日 第 4 条改定、実施
- 8.令和 2 年 7 月 1 日 第 4 条改定、実施
- 9.令和 2 年 11 月 1 日 第 4 条改定、実施
- 10.令和 3 年 4 月 1 日 第 4 条改定、実施
- 11.令和 3 年 8 月 16 日 第 4 条改定、実施
- 12.令和 7 年 6 月 1 日 第 2 条・3 条改定、第 12 条追加以下条文繰り下げ第 14 条改定、実施